

○宇検村定住促進住宅（定住促進空き家活用事業）の募集要領

（目的）

○この募集要領は、宇検村への移住及び関係人口の拡大を図ることを目的として入居者を募集する必要な事項を定めることを目的とする。

（住宅の名称等）

住宅の名称、住所は下記とおりとす。

① 鹿児島県大島郡宇検村田検430-2

② 鹿児島県大島郡宇検村佐念78

（入居者の募集方法）

○村のHPへの掲載、その他公共に周知できるような適当な方法

○申込期間は、少なくとも1週間以上とする。

（入居者の資格）

住宅に入居することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者でなければならない。

○移住者や二地域居住者

○入居者及び同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

○税、使用料を滞納していないこと。

（入居の申込み及び決定）

○入居者の資格を有する者で住宅に入居しようとする者は、規則で定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

○入居の申込みをした者の中から住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者に通知するものとする。

（入居者の選定）

○入居の申込みを受理した件数が住宅の戸数を超える場合においては、副村長、総務課長、建設課長、企画観光課長による採点（申請書による書類審査）により入居者を選定し、村長が決定するものとする。

（入居の手続）

○入居決定者は、宇検村役場から定住促進空き家活用事業に伴う宇検村定住促進住宅の管理を委託されている山下不動産と連絡をとり、入居の手続きを行う。